

NO. 111 2019. 12. 5



労働徳島

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課
 徳島市万代町1丁目1番地
 Tel 088-621-2346 Fax088-621-2852
 県ホームページ <https://www.pref.tokushima.jp/>

勤労者「ライフサイクル資金貸付」制度をご利用ください

勤労者のみなさん!! ろうきんと徳島県が応援します。あなたの生活資金!



徳島県勤労者 ライフサイクル資金貸付

《無担保》

ご融資利率は2019年8月1日現在適用です。

| 資金使途 | 融資年利率 | 融資限度額 | 融資範囲 |
|---------------|---------------------|-------|--|
| 阿波っすくすくはくくみ資金 | 教育費 | 1.35% | 600万円 本人又は2親等以内の親族が学校教育法に基づく学校及び専修学校に進学又は、在学のために必要な経費。 返済期間 15年以内 在学期間終了(最長6年)まで元金据置可 |
| | 出産費および育児・介護休業利用者生活費 | 1.20% | 200万円 本人又は2親等以内の親族の出産、分娩のために必要とする経費及び出産後の育児費用。 育児・介護休業取得による休業期間中の生活費。 返済期間 10年以内 育児・介護休業取得期間終了(最長3年)までの元金据置可 |
| リカレント応援資金 | 1.35% | 100万円 | 本人又は2親等以内の親族が、学び直し、自己啓発、キャリア・アップ等を行うために必要な資金 ※転職のためのキャリア・アップ等の資金は対象外 返済期間 10年以内 |
| 経済変動対策緊急生活資金 | 1.50% | 100万円 | 急激な経済変動の影響を受けた又は、受ける本人が生活物資等を購入するために必要とする生活資金。 返済期間 10年以内 |
| 自動車等購入費 | 1.85% | 250万円 | 本人が通勤又は勤労のために必要とする自動車等の購入資金。 返済期間 10年以内 |
| 医療費 | 1.75% | 100万円 | 本人又は2親等以内の親族の入院、治療等の費用、それに伴う生活費も含まれます。 返済期間 10年以内 内1年まで元金据置可 |
| 冠婚葬祭費 | 1.75% | 100万円 | 本人又は2親等以内の親族のために必要となる冠婚葬祭のための経費。 返済期間 10年以内 |
| 災害費等 | 1.50% | 500万円 | 本人又は2親等以内の親族が事故、災害等により家屋、家財等に損害が発生し、復旧又は新たに購入するために必要な資金。(罹災証明が必要) 返済期間 10年以内 |
| 離職者生活費 | 0.55% | 100万円 | 離職者又は2親等以内の親族の生活のために要する経費。 返済期間 5年以内 ご融資期間内で3か月まで元金据置可 |

*元金返済据置可能なものについては、据置期間中は、お利息のみのお支払となります。

(金利はすべて固定金利 保証料別途年0.7~年1.2%が必要)

上記の融資制度をご利用いただくには

- 徳島県内に住所を有し、徳島県内の事業所に勤務している方。
- 各融資制度ごとの融資条件を満たし、資金使途が証明できること。
- 労働金庫の借入条件を満たし(一社)日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方。
- 個人に対する無担保融資総額は、無担保融資商品の組み合わせに応じて、1,000万円、または2,000万円以内となります。※詳細は窓口にてご確認ください。

窓口に説明書をご用意しております。

- 徳島ローンセンター TEL.088-634-1000 徳島市中島町1丁目11-1
- 徳島北ローンセンター TEL.088-698-1112 板野郡北島町中村字東側10-5
- 徳島支店 TEL.088-623-1112 徳島市昭和町3丁目35-1
- 池田支店 TEL.0883-72-0399 三好市池田町サタ1612-2
- 徳島北支店 TEL.088-698-1111 板野郡北島町中村字東側10-5
- 阿南支店 TEL.0884-22-2132 阿南市富岡町ノ町71-20
- 鴨島支店 TEL.0883-24-3113 吉野川市鴨島町鴨島342-1

くわしくは、お近くのろうきんへお問い合わせください。

http://www.shikoku-rokin.or.jp

761-2019-002

労働徳島NO. 111 主な内容

| | | | |
|---------------------------|---|------------------------------|---|
| 勤労者「ライフサイクル資金貸付」制度について | 1 | テレワーク選べる! 無料出張セミナー等のお知らせ | 5 |
| 徳島県はぐくみ支援企業認証制度について | 2 | パワーハラスメント対策の事業主の義務化について | 6 |
| 外国人の就労支援のご案内 | 3 | セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務について | 7 |
| 県労働委員会委員出前講座、合同労働相談会等について | 4 | 徳島県最低賃金のお知らせ | 8 |

徳島県はぐくみ支援企業を認証しました！

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。認証を受けた企業等は、令和元年11月15日現在で245社（団体）となりました。

最近の認証企業等一覧

新たに認証された子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組まれている企業です。

| 企業名 | 業種 | 企業名 | 業種 |
|-----------------|-------------------|--------------------|----------|
| 株式会社旅サポート | 車両運行管理業、 旅客運送業 | 株式会社ツーピースコーポレーション | 福祉サービス業 |
| | | 長崎鍼灸整骨院 | 鍼灸整骨院 |
| 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 | 医療業 | 社会福祉法人幸生会こやす認定こども園 | 認定こども園事業 |
| おおた在宅クリニック | 医療 | 株式会社エクセレントケアシステム | 介護事業 |
| トヨタカローラ徳島株式会社 | 自動車販売 | 社会福祉法人三好市社会福祉協議会 | 社会福祉事業 |
| 有限会社三恭紙器 | 紙加工品製造 販売業 | 医療法人平尾レディースクリニック | 産婦人科診療所 |
| | | 藍住町商工会 | 経済団体 |

優れた取組の認証企業には、県表彰を行い、HP等で紹介しています。
はぐくみ支援企業の認証を取得して、イメージアップをしてみませんか？

応募方法

次の書類を労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書 ● 「一般事業主行動計画」の写し（労働局の受理印のあるもの）
 - 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）
- 申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

★**応募先・お問い合わせ先** 〒770-8570 徳島市万代町1-1
 徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課 働き方改革担当 TEL 088-621-2344

働くみんなに、大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共

小企業 退職金 共済制度

安全

国の制度だから安心

新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単

納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

とくしま す がいこく き みな
徳島に住んでいる外国から来た皆さん、
 わたし
私たちが、あなたの
 しごと てつだ
「仕事さがし」を手伝います！
 ゆっくり、そして、じっくりと、
 「あなたに合う仕事」を見つけましょう。



- 相談ができる人
 - ① 帰化した人（日本国籍を取った人）
 - ② 永住者
 - ③ 日本人の配偶者等
 - ④ 永住者の配偶者等
 - ⑤ 定住者



- 日本語が、あまり話せなくても大丈夫です！
- 「中国語会話」ができる女性スタッフもいます。
- もちろん「中国以外」からの方も大歓迎ですよ。
- 相談するためのお金：**無料**（0円）。
- 徳島市から遠くの方は、「3人くらい」集まって
 いただければ、スタッフが、お近くまで出張相談に
 行きます。

れんらくさき けん かいせつ
連絡先：県が開設した
「徳島県すだちくんハローワーク」
 ※google mapへのリンク

〒770-0865

とくしまみなみすえひろちょう
 徳島市南末広町23-64
 中央テクノスクールろうきんホール内
 開所日：月～金 9時～17時

どにちしゅく ねんまつねんし やす
 ※土日祝、年末年始はお休み
 電話：088-622-2213
 FAX：088-622-2214
 メール：sudachikunhw@mail.pref.tokushima.jp



労働委員会委員による「出前講座」募集中

労働委員会では、労働法の基礎知識（ワークルール）を身につけ、労使トラブルを未然に防ぐため、高校生や大学生、専修学校生等を対象として、当委員会の委員による出前講座を無料で実施しております。

また、より良い労使関係の構築に役立てていただくため、使用者（経営者）向けの出前講座も無料で実施しております。

出前講座を希望される企業・団体等がございましたら、お気軽にお問合せください。

→労働委員会事務局（電話088-621-3231）



出前講座の様子

「合同労働相談会」を実施します！

徳島県内において、個別労働関係紛争の解決に向けた業務を行う関係機関による「合同労働相談会」を実施します。

日 時 令和元年12月15日（日） 午後1時から午後4時30分まで
（受付 午後0時45分から午後4時まで）

場 所 徳島市シビックセンター4階 [アミコビル内]（徳島市元町1-24）

内 容 解雇・賃金未払い・配転・時間外労働など、労使関係のトラブル全般

※当日会場で受け付けいたしますが、事前予約のある方を優先いたします。

事前予約 徳島県労働委員会事務局 労働相談ダイヤル 電話088-621-3234
（令和元年12月13日（金）午後3時まで）

<参加機関> 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課、徳島県労働委員会
徳島県社会保険労務士会、徳島労働局

<協力機関> 法テラス徳島

相談無料
お気軽にご相談
ください

外国人労働者向けの労働相談を実施しています！

令和元年10月から、外国人労働者向けの労働相談を実施しています。賃金や労働相談に関すること等、労働問題全般が対象です。通訳が可能ですので、お気軽に来所又はお電話ください。

【実施日時】 毎週水曜日、13時から17時（年末年始は除く）

【実施機関】 徳島県（すだちくんハローワーク労働相談窓口）

【実施場所】 公益社団法人 徳島県労働者福祉協議会（徳島県労働福祉会館2階）
徳島市昭和町3丁目35-1

【電話番号】 080-6379-7214（電話代は自己負担となります）

English



简体中文



令和元年度 社労士会セミナーを開催しました

令和元年10月25日(金)、ホテルサンシャイン徳島において、徳島県と徳島県社会保険労務士会の共同開催により、社労士会セミナーを開催し、多くの方にご参加いただきました。

【内容】「働き方改革時代の労務管理の新常識」

講師 第一芙蓉法律事務所 浅井 隆 弁護士

※特定社会保険労務士の奥田理恵氏によるセミナー

「同一労働同一賃金への対応に向けて」を同日開催。



お知らせ

「徳島働き方改革推進支援センター」では、働き方改革に取り組む事業主の皆様を支援しています。

【支援内容】 ※すべて無料です。

- ① 電話・来所・メールでの御相談
- ② 労務管理セミナーの開催
- ③ 専門家派遣
- ④ 相談窓口への専門家派遣

お問い合わせは、

電話(フリーダイヤル) 0120-967-951

徳島経済産業会館2階(社会保険労務士会内)まで



テレワーク 選べる! 無料出張セミナー

待ったなしで働き方改革や生産性向上が迫られる中、中小企業ほどその導入効果が高いと注目されているが「テレワーク」です。この機会に働き方の選択肢として考えてみませんか?

テレワークセンター徳島では、事業者の方の課題や状況、ご希望に合わせて、テレワークコーディネーターが無料で出張セミナーを実施します。

出張セミナーの選べる 5つのプログラム

- ミニセミナー** 知っておきたい「テレワークの基本の“キ”」
- ミニセミナー** まずはトライアル「テレワークのはじめ方」
- ミニセミナー** 知っておきたい「アウトソーシング活用のメリット」
- ワーク** 1日在宅勤務シミュレーション・テレワーク体験
- ワーク** 業務の見直しシミュレーションゲーム



- ①上記プログラムから御希望のプログラムをお選びください。(各1時間、1回に2プログラムまで)
- ②対象は経営者・管理職・テレワークを推進しようとする担当者です。(3~20名程度)
- ③1社につき1回のみ無料で実施できます。
- ④原則、平日10時から15時までの間での実施となります。

お問い合わせは、テレワークセンター徳島(住所:徳島市南島田2丁目25番地)まで。

電話:090-3187-9845 メール:info@tokushima-telework.jp 平日10:00~17:00

令和元年6月5日時点

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義 <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

優越的な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上
～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

1 セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))

※ セクハラ等は行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます

3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます

※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。

4 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大※されます

※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

お問い合わせ先 都道府県労働局 雇用環境・均等部(室) 受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

Table with 8 columns: 都道府県, 電話番号, 都道府県, 電話番号, 都道府県, 電話番号, 都道府県, 電話番号. Rows list various prefectures and their contact numbers.

○ ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

○ ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。 職場でのハラスメントでお悩みの方へ

検索

あかるい職場応援団 HP

検索

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

確認
しまし
しょう
う！



徳島県最低賃金

793円

令和元年
10月1日から
〈時間額〉

徳島県最低賃金は、
県内で働く全ての労働者に適用されます。
なお、下記の産業には特定最低賃金が
適用されます。



特定最低賃金

| 産業名 | 時間額(円) | 適用除外される労働者 | 発効日 |
|---|--------|--|----------------|
| 造作材・合板・ 建築用組立材料 製造業 | 873 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者 | 令和元年 12月21日 |
| はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業 | 925 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者 | |
| 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業 | 885 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者 | |

ご利用ください！「業務改善助成金」

「業務改善助成金」は生産性向上のための設備投資などを行って、事業内の最低賃金を一定以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

※事業場内最低賃金と徳島県最低賃金の差額が30円以内、かつ対象事業場規模が30人以下である場合に限りま。

お問い合わせ・ご相談

最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室(TEL088-652-9165)又は最寄りの労働基準監督署へ
業務改善助成金は 徳島労働局雇用環境・均等室(TEL088-652-2718)へ
ホームページにも最低賃金の情報が掲載されています。 <https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/home.html>

